

災害復興宅地融資金利（個人向け）のお知らせ＜東日本大震災＞

令和7年4月
東日本大震災
災害宅地融資
（個人）

○適用期間

令和7年4月1日から令和7年4月30日までに融資のお申込みをされた方

- ※ 翌月の融資金利は、令和7年4月28日14時に公表予定です。
- ※ 前月分の融資金利は、本お知らせの最後のページに掲載しています。

○融資金利（全期間固定金利）

＜団体信用生命保険に加入する場合＞

	新機構団信	新機構団信 (デュエット(ペア連生団信))	新3大疾病付機構団信
当初5年間	年 0.00%	年 0.00%	年 0.00%
6年目以降10年目まで	年 1.46%	年 1.64%	年 1.70%
11年目以降	年 1.99%	年 2.17%	年 2.23%

- ・健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も融資はご利用いただけます。その場合の融資金利は以下のとおりです。

当初5年間	年 0.00%
6年目以降10年目まで	年 1.03%
11年目以降	年 1.56%

（ご注意）

- ・融資の条件や手続については、「災害復興宅地融資のご案内」又は当機構ホームページ（www.jhf.go.jp）をご覧ください。

<個人向け>

【災害復興宅地融資】100万円あたりの返済額（めやす）

■借入申込書記入用

		＜元金均等返済の場合（第1回目）＞				＜元利均等返済＞			
		団体信用生命保険の加入区分				団体信用生命保険の加入区分			
		新機構団信	新機構団信 （デュエット （ペア連生団信））	新3大疾病付 機構団信	加入しない	新機構団信	新機構団信 （デュエット （ペア連生団信））	新3大疾病付 機構団信	加入しない
返済 期間	融資金利	年 1.99%	年 2.17%	年 2.23%	年 1.56%	年 1.99%	年 2.17%	年 2.23%	年 1.56%
1年	毎月払い	84,991	85,141	85,191	84,633	84,234	84,316	84,343	84,039
2年	毎月払い	43,324	43,474	43,524	42,966	42,535	42,615	42,641	42,347
3年	毎月払い	29,435	29,585	29,635	29,077	28,638	28,716	28,743	28,450
4年	毎月払い	22,491	22,641	22,691	22,133	21,690	21,769	21,795	21,503
5年	毎月払い	18,324	18,474	18,524	17,966	17,523	17,602	17,628	17,335
6年	毎月払い	15,546	15,696	15,746	15,188	14,746	14,825	14,851	14,558
7年	毎月払い	13,562	13,712	13,762	13,204	12,763	12,842	12,869	12,574
8年	毎月払い	12,074	12,224	12,274	11,716	11,276	11,356	11,383	11,086
9年	毎月払い	10,917	11,067	11,117	10,559	10,120	10,201	10,228	9,930
10年	毎月払い	9,991	10,141	10,191	9,633	9,196	9,277	9,304	9,005
11年	毎月払い	9,233	9,383	9,433	8,875	8,441	8,522	8,549	8,249
12年	毎月払い	8,602	8,752	8,802	8,244	7,812	7,894	7,921	7,619
13年	毎月払い	8,068	8,218	8,268	7,710	7,280	7,362	7,390	7,086
14年	毎月払い	7,610	7,760	7,810	7,252	6,824	6,907	6,935	6,629
15年	毎月払い	7,213	7,363	7,413	6,855	6,430	6,513	6,541	6,234
16年	毎月払い	6,866	7,016	7,066	6,508	6,085	6,169	6,197	5,888
17年	毎月払い	6,559	6,709	6,759	6,201	5,781	5,865	5,894	5,583
18年	毎月払い	6,287	6,437	6,487	5,929	5,511	5,596	5,625	5,312
19年	毎月払い	6,043	6,193	6,243	5,685	5,270	5,355	5,384	5,070
20年	毎月払い	5,824	5,974	6,024	5,466	5,054	5,139	5,168	4,853
据置期間	毎月の利息	1,658	1,808	1,858	1,300	1,658	1,808	1,858	1,300

※ 金利は、元金均等返済の場合は初回の返済額を、元利均等返済の場合は毎月の返済額を示しています。

（ご注意）

上表は、借入申込書にご記入いただく返済額を算出するための100万円あたりの返済額（めやす）です。実際のご返済額は、上表とは異なります。実際のご返済額（めやす）は、機構ホームページのシミュレーションをご利用いただくか、機構お客さまコールセンター（0120-086-353）にお問合せください。

【個人向け】

住宅金融支援機構 災害復興宅地融資 商品概要説明書 <東日本大震災>

説明事項	商品概要
資金使途	東日本大震災により、擁壁の損傷、がけ地の崩壊、排水施設の損壊、地割れ等の被害が生じた宅地を補修するための資金 ※被害を受けた宅地の補修工事がすでに完了している場合は、融資を受けることができません。 ※震災前から住宅が存在している宅地の補修が対象となります。 ※災害復興住宅融資と災害復興宅地融資との併用はできません。 ※被災者に使用貸借する（無償で貸す）住宅の宅地を補修する場合も対象となります。
融資額	次の①又は②のいずれか低い額が限度となります（10万円以上、1万円単位）。 ①所要額（震災により宅地に生じた、擁壁の損壊その他の被害の補修に要する費用） ②500万円 ※国、地方公共団体等から宅地の補修に対する補助金等を受ける場合は、融資額が減額になる場合があります。
返済期間	最長返済期間は、次の①又は②のいずれか短い年数となります（1年以上1年単位で設定）。 ①20年 ②年齢による最長返済期間 「80歳」－「申込本人又は収入合算者（注1）のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」（注2） （注1）収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合に限りです。 （注2）親子リレー返済を利用する場合は、「80歳」－「後継者の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」となります。 ※ご融資の契約日から1年間の据置期間（利息のみの支払期間）を設定できます。据置期間を設定すると、据置期間分返済期間が延長されますが、完済時の年齢は80歳としていただきます。
融資金利	固定金利（全期間固定金利型） ※借入申込日現在の融資金利が適用されます。 ※加入する団体信用生命保険の種類等に応じて異なる融資金利が適用されます。最新の融資金利は、住宅金融支援機構のホームページ等でご確認ください。なお、返済が終了するまでの間に、脱退年齢（満80歳）に達して団体信用生命保険から脱退する場合、新3大疾病付機構団信の加入者が満75歳に達して3大疾病・介護の保障が終了する場合等、団体信用生命保険の保障が終了し、又は保障内容に異動が生じた場合でも金利は変更されません。 ※金利は段階的に高くなるため、毎月の返済額が当初5年経過後及び10年経過後に増加します。
返済方法	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い ※6か月ごとのボーナス払い（融資額の40%以内（1万円単位））を併用できます。ただし、元金据置期間を設定する場合、据置期間中の返済は毎月払いのみとなります。
担保	原則として、補修工事の行われる宅地及び宅地上の建物に、機構のための抵当権を設定していただきます。ただし、融資額が500万円以下の場合等については、抵当権の設定は不要です。 ※抵当権の設定費用（司法書士報酬など）は、お客さまの負担となります。
保証人	必要ありません。
現場審査	・宅地の補修工事が完了していることを確認するため、現場審査を受けていただきます。 ・現場審査手数料は、必要ありません。 ※現場審査の申請先は、機構現場審査係となりますので、機構までお問合せください。
団体信用生命保険	団体信用生命保険には、「新機構団信（一般）」、「新機構団信（デュエット（ペア連生団信）」）及び「新3大疾病付機構団信」があり、いずれかを選択し、ご加入いただけます。ただし、加入後の変更はできません。 健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も、災害復興宅地融資をご利用いただけます。 なお、団体信用生命保険に加入されない場合は、死亡・身体障害状態などお客さまに万一のことがあっても、団体信用生命保険の保障を受けることができず、家族に負担を残す可能性があります。 ※保障は資金の受取日（資金を分割でお受取りになる場合は最終回資金の受取日）から開始されます。
火災保険	補修工事の行われる宅地上の建物に抵当権を設定していただく場合は、返済終了までの間、補修工事の行われる宅地上の建物に、火災保険（損害保険会社の火災保険又は法律の規定による火災共済）を付けていただきます。 建物の火災による損害を補償対象としていただきます。 保険金額は、融資額以上*とします。 * 融資額が損害保険会社の定める評価基準により算出した金額（評価額）を超える場合は、評価額とします。 ※火災保険料は、お客さまの負担となります。
資金の取り	融資金は、抵当権設定登記を終えた後に、一括でのお受取となります。
手数料	融資手数料、返済方法変更手数料及び繰上返済手数料は必要ありません。
再度申込み	融資手続中に、申込み時の金利よりも融資金利が下がった場合、金利引下げのメリットを受けるために、今回の申込みを取り下げ、再度お申込みをしていただくことができます（以下「再度申込み」といいます。）。ただし、再度申込みをされた時点での状況に基づき改めて審査をしますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。 再度申込みをする場合は、「災害復興宅地融資のご案内<東日本大震災>」の「再度申込みについて」に記載した注意点を十分ご確認の上、手続を行ってください。
ご注意	・商品概要の詳細については、「災害復興宅地融資のご案内<東日本大震災>」をご覧ください。 ・審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額がご希望どおりとならない場合があります。 ・被災者に貸付するための住宅の宅地を補修する場合の条件は上記とは異なります。

(令和7年4月現在)

前月分の金利は、こちらです。

災害復興宅地融資金利（個人向け）のお知らせ＜東日本大震災＞

令和7年3月
東日本大震災
災害宅地融資
（個人）

○適用期間

令和7年3月1日から令和7年3月31日までに融資のお申込みをされた方

- ※ 翌月の融資金利は、令和7年3月28日 14時に公表予定です。
- ※ 前月分の融資金利は、本お知らせの最後のページに掲載しています。

○融資金利（全期間固定金利）

＜団体信用生命保険に加入する場合＞

	新機構団信	新機構団信 （デュエット（ペア連生団信））	新3大疾病付機構団信
当初5年間	年 0.00%	年 0.00%	年 0.00%
6年目以降10年目まで	年 1.25%	年 1.43%	年 1.49%
11年目以降	年 1.78%	年 1.96%	年 2.02%

- ・健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も融資はご利用いただけます。その場合の融資金利は以下のとおりです。

当初5年間	年 0.00%
6年目以降10年目まで	年 0.82%
11年目以降	年 1.35%

（ご注意）

- ・融資の条件や手続については、「災害復興宅地融資のご案内」又は当機構ホームページ（www.jhf.go.jp）をご覧ください。